

(短期退職時の手数料の取扱い)

第 9 条 この契約に基づき甲が採用した丙が、自己の意思により、または就業規則違反等の丙の責に帰すべき理由で短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を、丙が退職した日の属する月の翌月末日までに、甲に払い戻すこととする。

- ① 入社後 1 ヶ月未満で退職した場合 紹介手数料 70%に相当する額
- ② 入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満で退職した場合 紹介手数料 50%に相当する額
- ③ 入社後 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満で退職した場合 紹介手数料 30%に相当する額

2 丙が、専ら甲の都合により短期退職をすることとなった場合、紹介手数料の返戻は行わないものとする。

---